

議案第78号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がないものとして算定した同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項、第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がないものとして算定した同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条</p>

により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同

第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用

じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下租税条約等実施特例法という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下基礎控除後の総所得金額等という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じた額とする。

[2 略]

（基礎賦課額の賦課限度額）

第14条の2 第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による基礎賦課額の合算額。以下同じ。）は、630,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課額の賦課限度額）

第14条の7 介護納付金賦課額は、170,000円を超えることができない。

（保険料の減額）

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び次項において世帯主

配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下租税条約等実施特例法という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下基礎控除後の総所得金額等という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じた額とする。

[2 同左]

（基礎賦課額の賦課限度額）

第14条の2 第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による基礎賦課額の合算額。以下同じ。）は、610,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課額の賦課限度額）

第14条の7 介護納付金賦課額は、160,000円を超えることができない。

（保険料の減額）

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した地方税法第314条の

等という。)について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規

2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定

定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び次項において給与所得者等の数という。))が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定

する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

[3 略]

附 則

[1～7 略]

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条の2の規定の適用については、同条第1項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額（）」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

9 令和3年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の

[3 同左]

附 則

[1～7 同左]

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条の2の規定の適用については、同条第1項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額）」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

9 令和2年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の

額]とする。

- 10 令和3年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

〔1〕 略〕

- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の31に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の23に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

〔イ・ウ 略〕

- 11 令和3年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

〔1〕 略〕

- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た

額]とする。

- 10 令和2年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

〔1〕 同左〕

- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の30に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

- (3) 〔同左〕

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の24に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

〔イ・ウ 同左〕

- 11 令和2年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

〔1〕 同左〕

- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た

<p>額</p> <p>(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の23</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>[イ・ウ 略]</p>	<p>額</p> <p>(3) [同左]</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の24</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>[イ・ウ 同左]</p>
<p>12 <u>令和3年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p>	<p>12 <u>令和2年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p>
<p>13 <u>令和3年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>[(1) 略]</p>	<p>13 <u>令和2年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>[(1) 同左]</p>
<p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の47</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の7</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額</p>	<p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の42</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の12</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額</p>

[14・15 略]

[14・15 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分以後の保険料について適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法、基礎賦課額等の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めるとともに、令和3年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定基準等の特例措置を講じるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。